

# 福岡市保健環境研究所条例施行規則

平成9年3月31日

規則第69号

(趣旨)

**第1条** この規則は、福岡市保健環境研究所条例(平成9年福岡市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

**第2条** 条例第5条第1項に規定する手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の減免)

**第3条** 条例第8条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(別記様式)により市長に申請しなければならない。

附 則

この規則は、平成9年5月19日から施行する。

別表

種		別		料 金	摘 要	
試 験	水	細菌検査	非病原菌の検査	定性検査	円 630	1成分につき
				定量検査で簡易なもの	840	
				定量検査でやや複雑なもの	3,950	
			病原菌の検査	定性検査	970	
				定量検査で簡易なもの	2,120	
				定量検査でやや複雑なもの	5,250	
		特殊な細菌検査	定性検査及び定量検査	5,250	1件につき	
		理化学検査	飲料水の検査で簡易なもの	5,770	1成分につき	
			定性分析	630		
			定量分析(1成分又は2成分行う場合)	6,400		
定量分析(3成分以上行う場合)	4,510					
生物化学的酸素要求量検査	4,510					
食 品	細菌検査	非病原菌の検査	定性検査	630	1成分につき	
			定量検査で簡易なもの	840		
			定量検査でやや複雑なもの	4,100		
		病原菌の検査	定性検査	1,220		
			定量検査で簡易なもの	2,280		
			定量検査でやや複雑なもの	6,300		
	特殊な細菌検査	定性検査及び定量検査	6,300	1件につき		
	理化学検査	定性分析	3,040	1成分につき		
		定量分析で簡易なもの	730			
		定量分析でやや複雑なもの	3,240			
定量分析で複雑なもの		7,640				
規格基準適否検査	牛乳又は乳製品	6,610	1件につき			
	清涼飲料水又は豆類	7,440				
査 料	そ の 他	規格基準適否検査	器具又は容器包装	6,090	1成分につき	
		血清型別検査		2,100		
		毒素産生性検査		3,150		
		衛生害虫検査		4,200		
		電子顕微鏡検査	試料作製	5,200		1件につき
			透過型電子顕微鏡によるもの	6,230		
			走査型電子顕微鏡によるもの	5,110		
			エックス線分析装置によるもの	7,440		
			電子顕微鏡写真及び資料作成	3,150		
		家庭用品検査	定量分析	7,450		1成分につき

備考 この表における「簡易なもの」、「やや複雑なもの」及び「複雑なもの」の区分は、検体の種類、検査又は分析に要する時間又は用いる試薬その他の事項を判断して市長が定める。

様式

福岡市保健環境研究所手数料減免申請書

申請者 住 所  
氏 名

(あて先)福岡市長

次の理由により保健環境研究所の手数料の減免を申請します。

減免理由